



Title	子産研究ノート
Author(s)	渡辺, 葉月
Citation	中国研究集刊. 2019, 65, p. 106-114
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/76127
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

子産研究ノート

渡辺 葉月

序

子産は名を僑といい、鄭の穆公の孫で、公孫僑ともいう。また、『左伝』襄公二十五年の「子美」という人物に、杜預が「子美は、子産なり」と注しており、子美とも呼ばれていたようである。『論語』憲問には「東里子産」と称され、馬融の注に「子産は東里に居す、因りて以て号と為す。」と説明されている。

子産の生年は不明。『左伝』によると襄公八年（前五六五）彼の父である子国（公子登）が蔡を攻めたとき、「童子」であった子産がこのあと鄭に訪れる禍を予見したという。孔子の生年が前五五一年であることを考えると、子産は孔子より一世代前の人物といえよう。

禍の予見をもって『左伝』の記録に初登場した子産は、襄公十年に内乱で父を失い、襄公十九年には卿に立てられ、襄公三十年に当時最大の勢力を持っていた卿の子皮から政を委ねられている。鄭はかつて晋・楚から度重なる侵攻を受け、軍事的・経済的に圧迫され弱小国となっていたが、子産が執政となった頃ちょうど晋と楚の間で弭兵の会（停戦の約束）が持たれた。子産は晋・楚の修好を取り持ち、またこの機に国内の税制・軍制の改革を推し進め富国を図った。

『左伝』昭公六年、子産は法律を定め鼎に鑄込んだ。これは中国史上初の成文法の制定と言われる。これに對して、かねてより子産と交流のあった晋の叔向は、徳治を重んずる立場から子産の行為を厳しく批判した。しかし、叔向亡き後の晋が法律を制定していることから、

従来のやり方では政治が立ち行かないという現実を、子産はいち早く認識して法治を取り入れたのである。

子産の卒年は、『左伝』と『史記』で異なっている。『左伝』によると卒年は昭公二十年（前五二二）だが、『史記』鄭世家には「声公五年（前四九六）、鄭相子産卒す」とあり、実に二十六年もの食い違いがある。山岡利一氏は、『史記』は子産と音が近い駟せんと混同したのかもしれないとし、『左伝』の卒年に従っている。

この年、病中の子産は後継の子大叔に対して、「唯だ有徳者のみ能く寛を以て民を服す、その次は猛に如くは莫し」と遺言した。すなわち、刑罰を用いた統治を奨めたのである。また、子産の死後、鄭の人々はみな哭泣して親戚のごとく悲しみ、訃報を聞いた孔子も涙を流したという。現在、子産の墓と伝えられる遺跡が河南省の陘山山頂にある。

以上が、伝世文献から窺える子産という人物の概略である。子産は春秋時代の名宰相の一人と称えられるが、同じく名宰相とされる齊の管仲や晏嬰には『管子』『晏子春秋』といった、その言説を伝える書が今日まで伝承されているのに対し、子産の事績を伝える書はほぼ『左伝』に限定されている。そのような状況で、二〇〇八年に清華大学が入手した竹簡群の中に、子産に関連する文

献が含まれていたことが明らかに、子産研究に新たな資料が提供されることになった。小稿は、従来の子産研究と清華簡『子産』を取り上げて紹介するものである。

一

近代以降、子産についての論文はあまり多くない。管見では、

佐藤武敏「鄭の子産について」（『文化』二〇（六）、東北大学文学会、一九五六年）

宇都木章「鄭の七穆—子産の立場を中心として」（『中国古代史研究会編』『中国古代史研究』、吉川弘文館、一九六九年）

安本博「鄭の子産と晋の叔向」（『東方学』第四十四号、一九七二年七月）

塩出雅「子産の施策と宗教意識」（『待兼山論叢』哲学篇第十二号、一九七八年十二月）

菅本大二「鄭の子産—『春秋左氏伝』の善政観とその変容」（『国語教育論争』第六卷、一九九七年十二月）

中村未来「戦国期における子産像」（『中国研究集刊』第六十三号、二〇一七年）

などが挙げられる。

また、研究書についてはわずかに、山岡利一『子産の生涯と思想』（前田書店、一九七八年）があるのみである。

この『子産の生涯と思想』についてここで少し紹介を加えたい。

本書は、山岡氏が一九四七年から一九七八年にかけて発表した子産に関する論文九本を修訂、再構成して集録したものである。

第一章および第二章では、子産の生没年に関する考察や後世の子産評価、春秋時代と鄭を取り巻く情勢が取り上げられる。ここで山岡氏は、子産の事跡を六十九項目に分け、後世の人六十四人がそれぞれの項目に関心を持っているかを綿密に調べ上げ、表にまとめている。また、「童子」や「春秋五霸」といった語について複数の文献の用例を引き、紙幅を割いて考証を重ねる丁寧な論の展開がなされている。

第三章から第五章までは、『左伝』の中から子産の事績をことごとく取り上げて時系列に並べ、子産の生涯を追いつながりながらその思想を確認していく。山岡氏が取り上げた『左伝』中の記事は六十四にも及び、その全てにコメントが付されているので相当な文量である。つづく第六

章は『左伝』以外の文献に記された子産の事績で十二項目であるから、やはり子産の記述は『左伝』に集中していることが分かる。第七章は、子産と同時代の人である孔子から、山岡氏と同時代の人である胡適まで、あらゆる時代あらゆる人物による子産評価の言葉を集録している。

第八章は山岡氏による結論である。子産の政治生命は二期に分けられるとし、前期は從政時代であり、晋楚の間で疲弊しきった鄭に現れ、外交で強国と折衝した。鄭国内では権力争いが頻発したが、子産は中立を保つことで子皮の信頼を得て、政權を委託された。以後は執政時代である。刑律方面では成文法を公開し、周王朝の衰退に従って乱れた規律を法治で整えようとした。しかし礼を廃したわけではなく、むしろ尚礼の立場にあり、子産は伝統的礼治を打破しながらも、その主旨は道德にあったのだと結論づける。

本書は子産に関する伝世文献を網羅した、子産研究の基礎をなすものという点で、重要な意義を有する。ただし一部の記述や計算に誤りがあると思われる。例えば、子産の生年について、山岡氏は『左伝』襄公八年に子産が「十五歳以上二十歳未満」であったらうと推定し、「西紀前六六三年か、西紀前六六二年」に生まれたので

あろうと結論しているが、これでは祖父・穆公の生年より前になってしまっているので、おそらく前五八四～前五八〇年の誤りであろう。

ちなみに、文学方面では、宮城谷昌光氏による歴史小説『子産』上巻・下巻（講談社、二〇〇〇年）が刊行されている。

二

二〇一六年四月に刊行された『清華大学蔵戦国竹簡〔陸〕』（清華大学出土文献研究与保護中心編・李学勤主編、中西書局）には、『子産』と題された文献が含まれている。

清華大学蔵戦国竹簡（清華簡）は、骨董商から買い戻され、二〇〇八年に清華大学に寄贈された二千枚を超える竹簡群である。竹簡は盗掘品と思われ、出土地や墓葬時期が分からないが、炭素十四年代測定法および文字学・文献学の観点から、戦国時代中後期の文献と考えられている。

この清華簡『子産』の整理者は李学勤氏。簡の長さは約四十五センチメートル、幅は〇・六センチメートルで、二十九枚が現存している。内容は子産の道德修養と

施政成績を伝える論説文で、整理者によって全体が十一個の小段落に分けられており、そのうち第二段落から第十段落までは「此謂……」という定型句で結ばれている。本文は、まず古の聖君がどのように民を利し勉励し、民の信任と支持を得るべきかということから述べ始め、重臣たる子産がいかに「自勝立中」（克己し中正に立つ）し、「助上牧民」（主君を助け民を治める）したかを説く。本篇中には、子産が先代の賢哲に学ぶことに努め、良臣を集めて「六輔」を組織するといった政策が述べられている。特に、子産が夏・殷・周の「三邦之令」「三邦之刑」を参照して「鄭令」「野令」「鄭刑」「野刑」を制定したという点は、子産が刑書を作成したという『左伝』の記載を証明し補うに足るものである。

各段落の概要は、以下の通りである。

・第一段落（簡1～簡2）古の聖君は、民を利することに努め、民の信頼を得た。信じ合うことではじめて上下が親密となる。

・第二段落（簡2～簡3）良くない君主は地位や富に固執して国を危うくさせるので、民が離れてゆく。一方、民を失うことを恐れて備える君主は国を安定させるので、民が従う。これを「国の存亡は君主にかかっている」と言う。

・第三段落（簡3～簡5）子産は好みを悟られないようにし、慎んで政を管理し、官吏の任用時は偏愛しなかった。己に打ち克って公平さを失わないということである。これを「為政者は好悪の感情を表さない」と言う。

・第四段落（簡5～簡7）政治を整えるには、自身の服装や態度を正す。そうして秩序が生まれ、礼節が生まれ、政が上手くゆく。これを「服飾を正しくする」と言う。

・第五段落（簡7～簡9）子産は贅沢な暮らしをしなかった。贅沢は驕りを招き、災難を招き、滅亡を招く。君子はそれを憂慮して備え、災難を遠ざける。これを「逸楽をいやしめる」と言う。

・第六段落（簡9～簡11）人君が民を治めるには、地位を固めて臣下に畏敬の念を抱かせ、適所に配置して、君が直接努め行わないこと。民を得ていれば天の災いはなく、外敵も襲ってこない。君が個人的に民を使役すれば犯罪が横行し、民が零落し、為政者も危うくなる。これを「直に使役しなければ罪はない」と言う。

・第七段落（簡11～簡14）有道の君は民を調和させ、大国ならばよく治め長く保ち、小国ならばよく支え成長

させることができる。そうして天に答えて神靈に通じ、民を集め人材を得て傷害を避けることで、古の聖君は自国を治めた。これを「前古の例に従う」と言う。

・第八段落（簡14～簡19）先君の宰相でよく国を助け天下に名を成した者は献身的であった。子産は、内政においては善人を推薦しそうでない者を退け、外交においては周辺国への使者となった。君主を助けて民を治め、民に過失があっても誅さなかった。下々はお上に倣うのである。これを「民が信頼して目標にする」と言う。

・第九段落（簡19～簡23）古の狂君は自らを賢いと思って人を遠ざけ国を崩壊させたが、善君は昔の善王の法に鑑み、賢者を求めて国家を運営した。子産は「先生の俊」を尊敬し「六輔」を設置し、嘘つきや過度な贅沢をする者を遠ざけた。これを「善に従って過失を追い払う」と言う。

・第十段落（簡23～簡26）子産は善に従って優れた人物を用い、「三邦の令」に倣い「鄭令」「野令」を作って人々を教え導き、また「三邦の刑」に倣い「鄭刑」「野刑」を作って、令を尊び法を緩やかにすることで、無教無辜の者を許した。これを「美点を誇って悪を捨

て去る」と言う。

・第十一段落（簡26～簡29）民に法度があることで上下は連帯する。穏やかに和合して、大国との巡り合わせはなかったが、大国もその謀に従った。一身から天下に到るまで、安らかに用いて間違うことはなく、成功裏に終えたのである。

子産の名が登場するのはわずか五箇所であるが、全体を通して、子産の政策と関連させながら為政者への教訓を述べている文献と言える。

子産は、刑書を鑄たことから、後世の人々によつて法家の祖と見なされることもあったが、実際に清華簡『子産』には法家的な思想が散見される。たとえば、第三段落には「好悪亡し」と為政者が好き嫌いの感情を隠すべきことが述べられているが、これは『韓非子』に「好を去り悪を去れば、群臣素を見す」（主道・二柄）とあるのと同様で、出世を望む者が為政者の好みに合わせて本心を偽るのを防ぐ考えである。また、第六段落には、「臣人君を畏るるに道有り」と、臣下を恐れさせる術を述べるほか、「君人事とする亡し」には『慎子』や『申子』に見える「無事」の思想が窺える。

一方で、反法家的な思想も見受けられる。第九・十・十一段落で「法」や「刑」に言及するものの、第八段落

には「民に過失傲逸有れど誅さず」とあり、信賞必罰とは異なる寛容な態度を見せているのである。第十段落に「亡教不辜を釈す」とあるのも合わせて考えると、これは愛民の視点から教化を重視する立場であり、『論語』の「教えずして殺す、之を虐と謂う」（堯曰）に近い。また、第二段落到「存亡君に在り」とあるが、これは為政者の資質が国家の運命を左右するというところであり、聖人の出現に頼る徳治を批判した法家とは立場を異にしている。ほかには、第七・九段落に尚古的な思想が窺えるが、これも韓非子が「守株」等のたとえ話を用いて批判したところである。

さらに、第四段落では「秩は節に従い礼を行う所以なり、礼を行い政を踐むに事有り」と、「礼」を重視する記述が見られる。同段落に「政を整うるは身に在り、文理、形体、端冕、恭儉整齊す」ともあることから、この「礼」は内面の仁の発露などではなく、社会秩序を保つための形式的な手段である。儒家には、孟子ら内面の修養を重んじる学派と、荀子ら外面の形式を重んじる学派があるが、この文献は後者の考えに近い。ただ、『子産』は「荀子」や法家思想で否定される「天」や「神」と人間との関係については相関を認めており、第六段落の「民を得て天殃至らず、外仇否し」からは素朴な天の思

想が窺える。

伝世資料と『子産』の内容を照らし合わせると、この文献が『左伝』等の中に見える実際の事件を扱ったものではないということが分かる。しかし、整理者が指摘するように、『左伝』昭公六年に晋の叔向が子産の刑書制定を批判する際、その根拠に夏・殷・周の刑が衰乱期に作られたことを挙げている点は、鄭の刑書が実際に「三邦の刑」に倣って作られたことに基づいていると考えることも可能になった。また、子産の暮らしぶりについて、伝世資料には記述がなく、ただ子産以前に実権を握っていた伯有が奢侈であったことと、子産の政策に泰侈な者を倒して忠儉を推奨したと『左伝』にあることから、子産自身も恭儉に努めたであろうと想像されていたが、『子産』によってそれが裏付けられた。

ほかに、優秀な人物を探して薦め仲間にすることが『子産』の本文中に何度か説かれるが、これは「能を拵びて之を使う」という『左伝』襄公三十一年の記述と矛盾しない。また、安本氏は『左伝』の記述から、子産は鄭が小国であるという現実を認識しており、「この事実の認識——現実の確認は、子産が後に宰相として晋楚とわたり合う時に、基本的な視点として一貫して彼の思想の中心に据えられている。……現実認識を欠落した政治

のあり方は、滅亡の道をとるしかないのだとする子産の政治姿勢は、深い現状分析に基くものであろう。」（鄭の子産と晋の叔向）と分析しているが、『子産』第十一段落の「能く其の身を知る」という表現は、子産の深く鋭い現実認識を簡潔に述べたものではないであろうか。『子産』と他の出土資料との関係では、同じく清華簡の『良臣』が注目される。

『良臣』の整理者は沈建華氏。竹簡数は全十一枚で、文字の欠失は見られず、簡の長さは約三十二・八センチメートル。『良臣』という篇題は仮につけられたものである。本篇は墨節によって二十の小段落に区切られており、内容は、黄帝から春秋時代までの著名な君主の良臣を記すものである。基本的に「〈国名〉〈君主名〉有〈臣下名〉」という形式で、黄帝から周武王までは時代順に、春秋時代の諸侯国は国別に記述されている。

子産については『良臣』第九簡から第十簡にかけて、「鄭の定公の相に子皮有り、子産有り、子大叔有り。子産の師は、王子伯願、肥仲、杜逝、黜圻。子産の輔は、子羽、子刺、蔑明、卑登、富之支、王子百。」とあり、例外的に子産周辺の人物名が詳しく挙げられている。このうち、「子産の師」とされる四名はいずれも伝世文献に未出の人物であり、「子産の輔」とされる六名につい

ては、伝世文献に名が見える者も未出の者もある。この「子産の師」「子産の輔」は、『子産』第九段落においてそれぞれ「先生の俊」「六輔」として登場し、そこで挙げられている人物名も概ね一致している。『子産』と『良臣』は、その筆致や様式が異なるため、別人によって書写されたものと思われるが、両者ともに三晋系の書法が見られると整理者によって指摘されている。

ここまで清華簡『子産』の概要、思想、他文献との関係を見てきたが、最後に今一度『子産』の内容に立ち返ると、「昔の聖君」「良からざる君」「有道の君」「古の狂君」等の統治を比較して述べていることから、本篇の想定される読者はおそらく「君主」なのだが、そこに鄭の大夫である子産が理想のように掲げられているというのは、やや不自然の感が拭えない。ここにはすなわち、子産を単なる臣下ではなく、一国の統治者とみなして尊ぶ考えがあるのではないか。たとえば『左伝』襄公二十九年に、鄭の子皮が執政となったことを「即位」と表現しているが、これは実権がもはや鄭君ではなく、卿に移っていることのあらわれと考えられる。すると『良臣』に、基本形式を外れて「定公の相に子皮有り、子産有り、子大叔有り」とあるのは、何らかの意図があったものと思われる。

『子産』の整理者は、本篇が子産を崇拝する人物によって作られたと推測しているようだが、子産学派とは呼べないまでも、その政治手腕を評価し実際の政治に取り入れようという考えを持つ人々の存在が、この文献の出土により明らかになったのである。

結

清華簡『子産』を研究対象に含んだ論文に、中村未来「戦国期における子産像」がある。本稿は、戦国期儒家が子産に与えている「恵」という評価を中心に、戦国期の文献に窺える子産像の相違と、それがどこから生じたものであるかを考察している。

まず、『論語』における子産は、孔子の敬慕する対象であり、君子の道を体得し、外交に携わり、民に恵み深い人物である。しかし『孟子』および『荀子』では、恵み深い人物ではあるが政治を知らないという評価がなされていた。

そこで清華簡『子産』の内容を確認すると、たしかに民に対して慈悲深いことを窺わせる文章もあるが、『孟子』『荀子』『礼記』に見えるような、政治を知らず、民の教化を知らないというような子産評価とは反する子産

像が記されていた。『孟子』以降の後儒がことさら強調した「恵人」という子産評価は、『莊子』や『韓非子』には見えないことから、中村氏は、おそらく孟子が子産の事績の中から、税制と軍制の改革に着手した統治者としての姿や刑書を鑄た法治を重視する姿を取り去り、「恵人」の姿だけを選び取ったのであらうと考える。そしてそれは他の諸子も同様であり、それぞれの思想家が自らの主張に合う形で子産の事績を選び取った結果、戦国期の様々な子産評価が生じたのだと結論づける。

先にも述べた通り、これまで子産の事績は『左伝』の記述にほぼ限定され、従来の子産研究は『左伝』の記述によるほかなかった。清華簡『子産』の公開により、新たな角度から子産研究に踏み込めるのはもちろん、『左伝』との関係や、鄭・晋・楚との文化的接触という点についても、これからさらに研究が進むことになるであらう。